

「未婚、婚姻中、離婚後 いずれの方も市の制度が使えます」

ケースごとに利用できる制度は概ね以下の3パターンです。

Case 1

養育費を取り決めたい【自分と相手だけでできる】

合意した内容が誰の目にもわかる形で相手と取決めをしておきましょう。

債務名義という文書にしておく、さらに安心です。

市は、債務名義の取得にかかる費用を助成しています。

(→P2「②実費助成」へ)

Case 2

養育費を取り決めたい【自分と相手だけでは難しそう】

家庭裁判所、ADR、弁護士を使い、相手と交渉・調停などを行うこととなります。市は、そのためにかかる費用を助成しているほか、金沢弁護士会と協力し弁護士のご紹介もしています。

(→P3「③ADR助成」、「④弁護士費用助成」、P2「①弁護士紹介」へ)

なお、「②実費助成」と併せて利用することも可能です。

Case 3

取り決められた養育費を相手が支払ってくれない

裁判所での手続き(強制執行等)を念頭に置いた行動が必要です。

市は、弁護士のご紹介と手続きに要する弁護士費用の助成をしています。

(→P2①「弁護士紹介」、P3④「弁護士費用助成」へ)

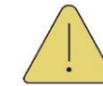
「私はどれに当てはまるかわからない」と感じたら、遠慮なく市の窓口にご相談ください。市の窓口には弁護士資格を持つ職員もおり、ご相談に乗っています。
また、各制度の利用に際して、市への事前申請も必要です。



各制度の紹介はチラシ内(P2~3)へ

金沢市は

子どもの養育費確保を 全力で応援します



所得制限を撤廃しました

養育費の取決めから回収までどんな場面でも。

ご事情を踏まえて、
あなたに合った解決方法や市の制度をご紹介するほか、
弁護士費用の助成なども行います。

市の制度を活用して、行動してみませんか？



詳細は裏表紙(P4)へ

金沢市 こども未来局子育て支援課

TEL: 076-220-2285



1

弁護士の紹介と初回法律相談費用の助成

市と金沢弁護士会との協定に基づき「相談担当弁護士」をご紹介します。この弁護士と1時間無料でご相談いただけます（市が相談料を負担）。

さらに相談を続ける場合や、相談後に実際に養育費事件を依頼する（契約する）場合には、この弁護士と協議してください。

⚠️ ご事情によっては、他の法律相談をご案内する場合があります。特に、法テラスの無料法律相談を利用できる方は、法テラスを優先的にご利用いただくこととしています。



詳細な支援内容はこちら

3

ADR利用料の助成

ADRは、中立公正な第三者（調停人）の支援のもとで、相手と話し合い、合意を目指す民間の手続きです。この仕組みを使って、養育費について話し合うことができます。ADRは、家庭裁判所や代理人弁護士を使うほどではない場合、スマホなどを使って相手と簡易迅速にかつ明確に取決めをしたい場合などに役立ちます。市は、このADRの利用料を助成します。

⚠️ ADR機関は、法務省のHP「かいけつサポート」<https://www.adr.go.jp/>から探すことができます。

養育費案件を取り扱う代表的なADR機関として以下の2機関があります。



家族のためのADRセンター 離婚テラス
再スタートのための円満な離婚を目指して



⚠️ また、金沢弁護士会も「紛争解決センター」という名称でADRを行っています。

【助成上限額】 10万円

詳細な助成内容はこちら

2

公正証書の作成、家事調停等に要する実費の助成

債務名義の取得に要した実費及び債務名義の取得と同時に債務名義に執行力を付与させるために要した実費を助成します。

【具体例】

（公正証書の場合）公証人手数料、送達に要する料金等
（家庭裁判所での手続きの場合）戸籍謄本取得料、収入印紙・連絡用の郵便切手代等

【助成上限額】 3万5000円



詳細な助成内容はこちら

4

弁護士費用（着手金・報酬金）の助成

養育費の取り決め、変更、回収（強制執行）のために、事件を弁護士に依頼した場合の弁護士着手金・報酬金をそれぞれ助成します。

⚠️ 助成にあたり条件や注意点があるため、市（子育て支援課）に相談するようにしてください。

【助成上限額】 10万円（着手金・報酬金それぞれ）



詳細な助成内容はこちら